

2007 年 10 月 26 日

各 位

株式会社みずほフィナンシャルグループ
株式会社みずほコーポレート銀行

みずほ証券に対する金融庁による行政処分について

本年 10 月 19 日、子会社であるみずほ証券株式会社に対し、証券取引等監視委員会より、金融庁に対して行政処分を行うよう勧告が行われていましたが、本日、みずほ証券株式会社は、金融庁より業務改善命令を受けました。

また、上記に関して、本日、私ども株式会社みずほフィナンシャルグループ及び株式会社みずほコーポレート銀行は、金融庁より再発防止に向けた改善対応について報告の提出を求められました。

私どもといたしましては、今回の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、お客さま並びに関係の皆さまに多大なるご迷惑をお掛けしましたことを、改めて心よりお詫び申し上げます。

今後、みずほフィナンシャルグループ及びグループ各社において、内部管理態勢にかかわる一層の強化・充実を図り、役職員一同全力で再発防止に努めて参ります。

以上